

★平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まります★

◆支給認定証について

(1) 支給認定証とは

保護者の方の就労等の状況によりお子様に保育の必要があるかどうかを3つの認定区分に分けて支給認定をいたします。新制度では、これらの区分（1号認定・2号認定・3号認定）に応じて、幼稚園や保育所（園）などの施設等の利用先が決まります。

※支給認定証は入所承諾通知書とは異なります。入所が決まった方には、支給認定証のほかに入所承諾通知書が交付されます。

(2) 3つの認定区分

認定区分	内容	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	お子様が満3歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	お子様が満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所（園）等での保育を希望される場合	保育所（園） 認定こども園
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	お子様が満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所（園）等での保育を希望される場合	保育所（園） 認定こども園 小規模保育等

※「保育を必要とする事由」・・・就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害など

(3) 保育の必要量（保育時間）

新制度では、保育所（園）の利用時間が「保育標準時間」と「保育短時間」に分かれます。

必要量の認定区分	内容	利用できる時間
保育標準時間	フルタイム就労を想定した利用時間	最長11時間
保育短時間	パートタイム就労を想定した利用時間	最長8時間

保育標準時間認定の11時間とは、各施設・事業者が定める通常保育を行っている時間帯（利用可能な時間）のことです。保育標準時間認定であっても、**保育所（園）を利用できる時間は、お子様の保育が必要な時間のみです。**例えば、保護者の方が就労されている場合、就労時間と通勤時間が保育ができない時間となりますので、その時間のみ保育所（園）を利用することができます。保育短時間認定の方も同様です。

例：**就労時間** + **通勤時間** = **保育時間** ※この時間以外は家庭での保育となります。

◎平成27年4月以降に保育所（園）に入所するお子様の保育標準時間と保育短時間の認定については、申請の際に支給認定申請書（兼入所申込書兼保育児童台帳）にご記入いただいた、「希望する利用時間」を基に行っております。

◎平成27年3月以前に入所（園）されたお子様につきましては、一律、保育標準時間認定としております。

(4) 支給認定期間について

1号認定（教育標準時間認定）の支給認定期間は3年間（小学校就学前まで）を基本とします。

2、3号認定（保育認定）の支給認定期間についても3年間（2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日の前々日まで）を基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとします。ただし、求職活動が事由である場合については、90日を基本的な有効期間として扱います。

(5) 3号認定のお子様が満3歳になったときについて

満3歳になり、3号認定から2号認定になる際は、市が認定の変更を行うので、保護者が改めて保育の必要性の認定の申請をする必要はありません。

また、満3歳になった年度中の保育料は3号の（3歳未満時）保育料のままとなり、翌年度から2号（3歳児）の保育料となります。

※裏面もご覧ください

(6) 認定の変更を希望する場合

保育標準時間と保育短時間認定の変更を希望する場合は変更申請が必要となります。保育課へご連絡ください。
また、求職活動で認定されている方が就労が決まったことにより、認定期間を延長される場合など、期間の変更についても保育課へご連絡ください。

(7) 認定内容に不服がある場合

認定の決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に書面で市長に対して、異議申し立てをすることができます。また、本決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日から6か月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります）当該訴えを提起することができます。ただし、正当な理由のない限りこの決定の日から1年を経過したときは、提起することができません。

◆延長保育の取り扱いについて

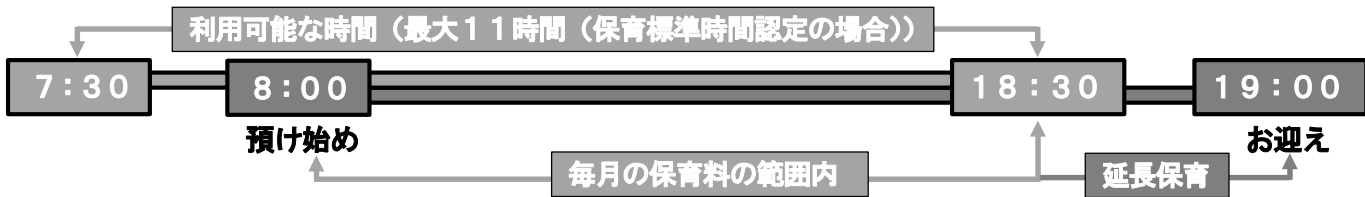
(1) 保育時間について

保育標準時間認定の11時間とは、各施設・事業者が定める通常保育を行っている時間帯（利用可能な時間）のことです。従って、この時間帯の範囲内であれば最大11時間まで追加料金なしでお子様を預けることができますが、どの時間からも11時間は追加料金なしでお子様を預けることができるというわけではありません。

例：7時30分～18時30分までの11時間を設定している施設で、お子様を8時から預ける場合、毎月の保育料の範囲内で保育を受けることができるのは18時30分までとなります。

(2) 延長保育の保育料について

施設が定めた通常保育時間を超え、延長保育を利用いただくことができます（利用している施設が延長保育事業を実施している場合）。その場合、延長保育料を負担していただく必要があります。（例：7時30分～18時30分までの11時間を設定している施設で、お子様を8時～19時まで預ける場合、18時30分～19時は延長保育となります。）延長保育料は、毎月の保育料のほかにかかります。



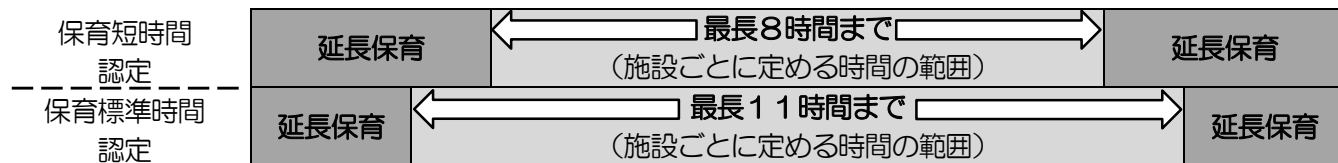
◆保育料について

保育標準時間認定と保育短時間認定では、同じ年齢のお子様であっても保育料が違います。詳しくは利用者負担金基準額（月額）表（案）をご覧ください。

在園児童の保護者の方へ（お子様が平成27年3月以前から入所（園）されている方）

このたびの「子ども・子育て支援新制度」における認定区分に関しまして、平成27年3月以前に入所（園）された在園児の認定区分につきましては、一律、保育標準時間認定としております。

認定区分ごとの毎月の保育料は、保育標準時間認定と保育短時間認定では金額に若干の差があることから、4月からの保育料算定にあたり、**保育短時間への認定変更を希望される場合は、3月31日（火）までに、熊谷市役所福祉部保育課までご連絡くださいますようお願いいたします。**この日を過ぎて申請のあった場合は、変更申請が出された月の翌月から保育料が変更となります。



※上記は、一日11時間以上開所（園）している施設の例です。

※延長保育料は施設ごとに異なります。施設へ直接お問合せください。（ただし熊谷市の公立保育所は一律です）